

旭川医科大学個人情報管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学個人情報管理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学個人情報管理規程（平成17年旭医大達第13号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>(略)</p> <p>(監査責任者)</p> <p>第6条 本学に、監査責任者を置き、<u>監査室長</u>をもって充てる。</p> <p>2 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査を行う。</p> <p>(略)</p> | <p>(略)</p> <p>(監査責任者)</p> <p>第6条 本学に、監査責任者を置き、<u>監事（業務担当）</u>をもって充てる。</p> <p>2 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査を行う。</p> <p>(略)</p> |
| <p>(監査)</p> <p>第27条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、前条に規定する措置の状況を含む本学における保有個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ、臨時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告しなければならない。</p> <p>2 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に、及び必要に応じ臨時に点</p> | <p>(監査)</p> <p>第27条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、前条に規定する措置の状況を含む本学における保有個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ、臨時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告しなければならない。</p> <p>2 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に、及び必要に応じ臨時に点</p> |

検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告しなければならない。

- 3 総括保護管理者，保護管理者等は，監査又は点検の結果等を踏まえ，実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し，必要があると認めるときは，その見直し等の措置を講じなければならない。

附 則

この規程は，令和7年10月1日から施行する。

【改正理由】

保有個人情報の管理に係る監査責任者を変更するため，所要の改正を行うものである。

検を行い，必要があると認めるときは，その結果を総括保護管理者に報告しなければならない。

- 3 総括保護管理者，保護管理者等は，監査又は点検の結果等を踏まえ，実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し，必要があると認めるときは，その見直し等の措置を講じなければならない。